

平成25年司法試験予備試験 短答式試験に関するアンケート集計結果

実施期間 2013.5.19～2013.6.7、総回答数 120通

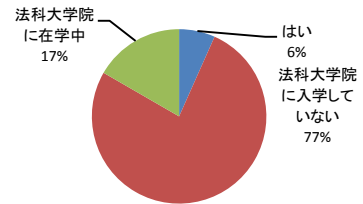
自由記載回答の【】内の数字は、同趣旨の回答の合計数。

1 法科大学院課程修了の有無

(1) あなたは法科大学院を卒業しましたか

はい	8
いいえ	112
(いいえ)	
法科大学院に入学していない(92)	
法科大学院に在学中(20)	

あなたは法科大学院を卒業しましたか

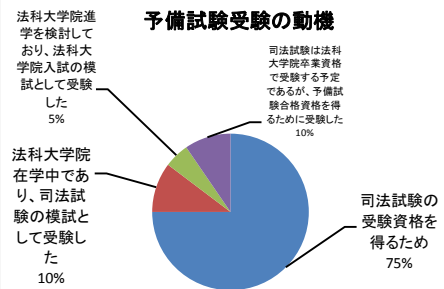


2 予備試験受験の動機(複数回答可)

(2) 予備試験受験の動機を教えてください

司法試験の受験資格を得るため	102
法科大学院在学中であり、司法試験の模試として受験した	14
法科大学院進学を検討しており、法科大学院入試の模試として受験した	7
司法試験は法科大学院卒業資格で受験する予定であるが、予備試験合格資格を得るために受験した	13

予備試験受験の動機

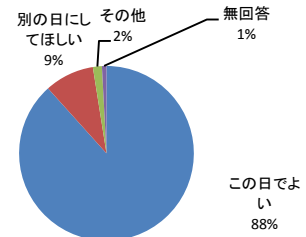


3 日程等について

(3) 短答式試験日について

この日でよい	106
別の日にしてほしい	11
その他	2
無回答	1
(別の日にしてほしい)	
平日を希望(0)	
遅くしてほしい(2)	
早めてほしい(9)	
(その他)	
GWの最終日にしてほしい。(1)	
この日でよいが年2回にしてほしい(1)	

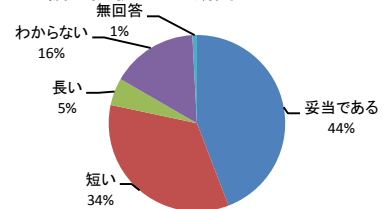
試験日について



(4) 論文式試験までの期間について

妥当である	53
短い	41
長い	6
わからない	19
無回答	1

論文試験までの期間について

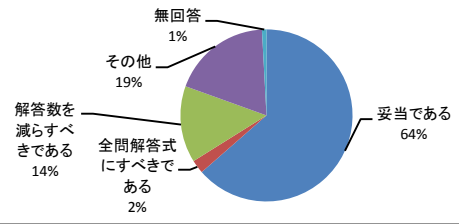


4 一般教養科目について

(5) 一般教養科目は、人文科学・社会科学、自然科学及び英語から20問を選択する方式でしたが、この方式について

妥当である	75
全問解答式にすべきである	3
解答数を減らすべきである	17
その他	22
無回答	1

一般教養科目は、人文科学・社会科学、自然科学および英語から20問を選択するほうしきでしたが、この方式について



(その他)

一般教養科目は不要

一般教養科目を撤廃すべき

大学既卒者については免除すべきである。

一般教養の試験が不要である

廃止するか、大卒免除にすべき

そもそも不要

廃止

廃止して欲しい

廃止すべき、大学受験より時間が経った者に不利な為

一般教養科目自体無くすべきである。

解答数を減らすべきである、また他科目と同じく30点にすべきである。60点は倍なので、大きすぎるから

そもそも一般教養は不要。維持するとしても、法律の試験なのだから配点を減らすべき

一般教養は不要である。

一般教養科目自体必要ないと思う。

問題数の分母を減らして欲しい。

何を要求されているのか、わからない。

そもそも、試験として、この科目を使うべきではない。

不要だと思います。ないしは、法律科目1科目分と同じく30点満点にすべきだと思います。

一般教養といえるかは疑問

妥当であるとの回答あり。やめるべきである。

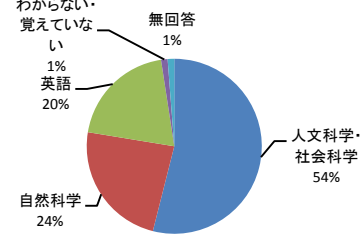
英語を選択できる人に有利

解答数を減らすべきである。いやがらせにしか思えない。

(6) あなたは主にどの科目を選択解答しましたか (複数回答で集計)

人文科学・社会科学	89
自然科学	39
英語	33
わからない・覚えていない	2
無回答	2

主にどの科目を選択解答しましたか



(7) 分野ごとの設問の数(出題分野のバランス)は適切ですか

人文科学・社会科学

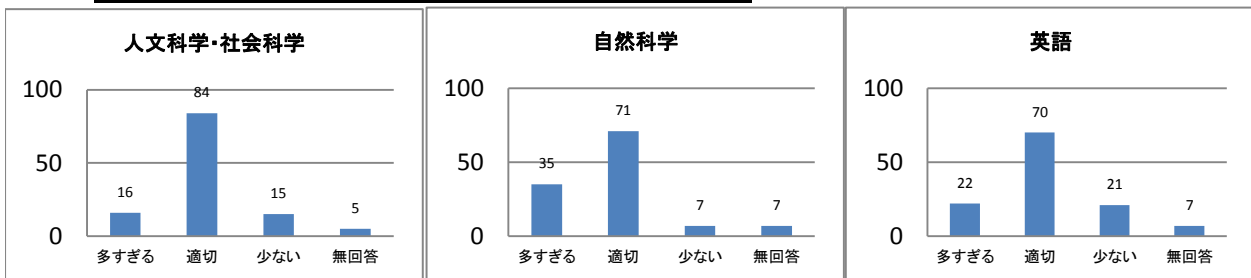
多すぎる	16
適切	84
少ない	15
無回答	5

自然科学

多すぎる	35
適切	71
少ない	7
無回答	7

英語

多すぎる	22
適切	70
少ない	21
無回答	7

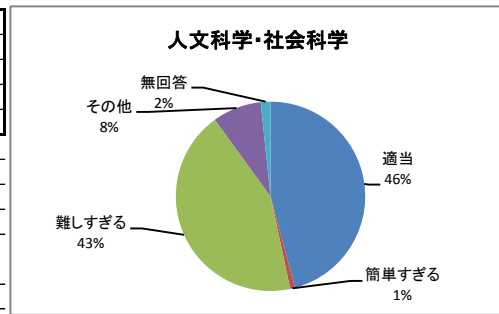


(8) 一般教養科目の当否について

① 今回問われた知識・能力は、法科大学院課程修了者と同等の教養を有することを判定するためのものとして、どのように感じましたか。該当するところに○をお付け下さい

人文科学・社会科学

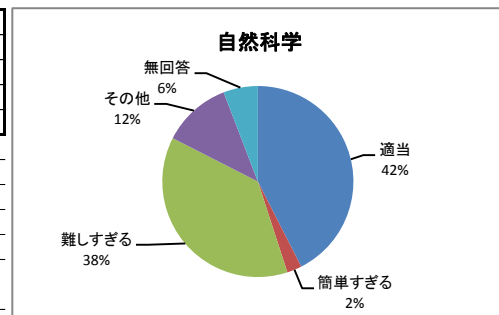
適当	55
簡単すぎる	1
難しすぎる	52
その他	10
無回答	2



(その他)
 関係ないと思う
 廃止
 わからない。
 法科大学院課程修了者と同等の教養を有することを判定するためには無益な問題。
 細かすぎる
 不要
 「教養」を有しているか判定できる出題ではない。そもそも「教養」とは何か。法科大学院以前の合格者は何故「教養」試験を受けなくていいのか。
 難しすぎる(法科大学院生でも解けない人が多いと思う)。
 難しすぎる。修了者がこのレベルの知識をもっているとは思えない。
 一般教養といえるかは疑問

自然科学

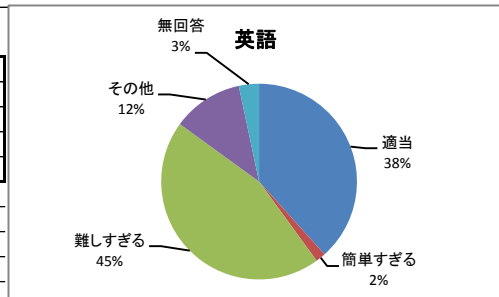
適当	51
簡単すぎる	3
難しすぎる	45
その他	14
無回答	7



(その他)
 わからない
 関係ないと思う
 廃止
 わからない。
 法科大学院課程修了者と同等の教養を有することを判定するためには無益な問題。
 いらぬ
 不要
 「教養」を有しているか判定できる出題ではない。そもそも「教養」とは何か。法科大学院以前の合格者は何故「教養」試験を受けなくていいのか。
 難しすぎる(法科大学院生でも解けない人が多いと思う)。
 未解答のため不明
 難しすぎる。修了者がこのレベルの知識をもっているとは思えない。
 適当(教養でない問題もあると感じた)
 一般教養といえるかは疑問
 適当(問題すらあまり読んでない)

英語

適当	46
簡単すぎる	2
難しすぎる	54
その他	14
無回答	4

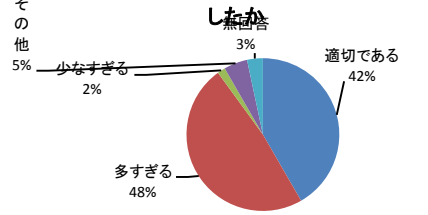


(その他)
 わからない
 関係ないと思う
 廃止
 わからない。
 法科大学院課程修了者と同等の教養を有することを判定するためには無益な問題。
 解答していないので？
 不要
 「教養」を有しているか判定できる出題ではない。そもそも「教養」とは何か。法科大学院以前の合格者は何故「教養」試験を受けなくていいのか。
 難しすぎる(法科大学院生でも解けない人が多いと思う)。
 難しすぎる。修了者がこのレベルの知識をもっているとは思えない。
 一般教養といえるかは疑問
 未選択のため不明
 なぜ英語だけ？仏語、独語、中国語…
 不要

②短答式試験全般に対する一般教養科目のウエイトとして、今回の試験の量は適切でしたか

適切である	50
多すぎる	58
少なすぎる	2
その他	6
無回答	4

短答式試験全般に対する一般教養科目のウエイトとして、今回の試験の量は適切でしたか

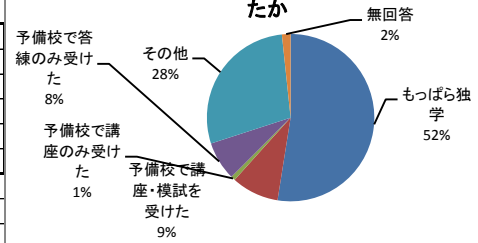


(その他)
 廃止
 一般教養科目は不要
 他の法律科目と同様に、30点にすべき
 なくてよい。
 適切であるが、行政書士試験のように、一般的な教養と言える範囲の問題にすべきと思った。専門性が高いと感じた。
 適切であるが、そもそも一般教養試験自体が必要なのか疑問。かつての司法一次試験と異なり、法科大学院卒業者と同等の実力を見るのであれば法科大学院入試には一般教養はないので不要なはずと思う。

(9) 一般教養科目の受験準備として何をしましたか

もっぱら独学	63
予備校で講座・模試を受けた	11
予備校で講座のみを受けた	1
予備校で答練のみを受けた	9
その他	34
無回答	2

一般教養科目の受験準備として何をしましたか



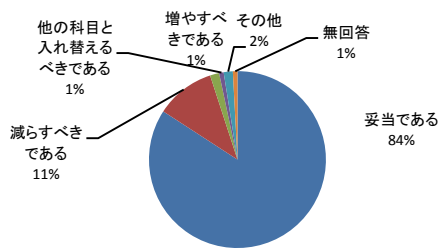
(その他)
 何もしていない(同様の回答、計24)
 予備校で模試2回受けた
 平日フルに働いているため、一般教養まで手が回らない。何も準備できなかった。
 何もしなかった。大学受験までの教養のみ。
 一般教養科目については十分な対応をしている予備校はなく、受験準備はしなかった。
 準備なし
 大学受験の蓄積
 もっぱら独学との回答あり、英語の単語帳を少々
 予備校での模試のみ
 一般教養に関しては勉強を考えるとキリがないので一切やらなかった。
 何もしていない…してもムダな気がする。行きあたりばったりです。対策に比して効果がないような…

5 法律基本科目について

(10) 法律基本科目は憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法ですが、この7科目で妥当ですか

妥当である	101
減らすべきである	13
増やすべきである	2
他の科目と入れ替えるべきである	1
その他	2
無回答	1

法律基本科目は憲法、行政法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法ですが、この7科目で妥当ですか



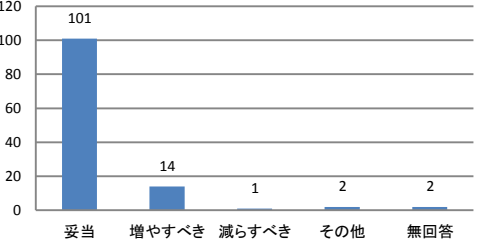
(減らすべきである)
 行政法 (10)
 商法 (3)
 民事訴訟法 (5)
 刑事訴訟法 (5)
 (増やすべきである)
 金商法 (1)
 地方自治法 (1)
 弁護士法(裁判所法・検察庁法) (1)
 経済法 (1)
 (他の科目と入れ替えるべきである)
 一般教養を無くし、労働法や破産法など新司の科目を導入すべき。
 (その他)
 減らしてもらえなら減らしてもらいたい。
 妥当であるが、一般教養を廃止して、むしろ新司法試験のような選択科目を導入すべきだと思う。

(11) 法律基本科目について、試験時間と比較して問題数はいかがでしたか

憲法・行政法

妥当	101
増やすべき	14
減らすべき	1
その他	2
無回答	2

憲法・行政法



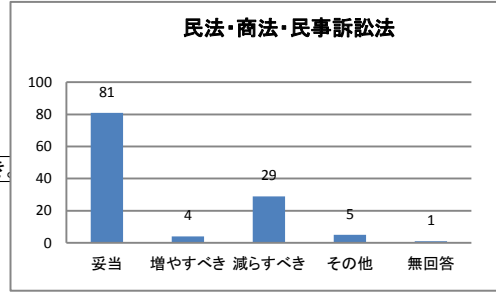
(その他)
 減らすべき、短答であってもスピードでの勝負ではなく、中身の勝負にすべき。じっくり考える時間が必要。
 減らすべき。判例を覚えることがメインで暗記型、旧体制のよう

民法・商法・民事訴訟法

妥当	81
増やすべき	4
減らすべき	29
その他	5
無回答	1

(その他)

減らすべき・問題文(文章題の文章をもう少し短かくシンプルにすべき)
 増やすべき-民法は時間がとられるわりに問題が少ないと感じる。
 減らすべき、短答であってもスピードでの勝負ではなく、中身の勝負にすべき。じっくり考える時間が必要。
 減らすべき。常に改正されている商法など、意義が薄い
 民法が他の科目と同じ配点なのは分量が違うので増やすべきか。

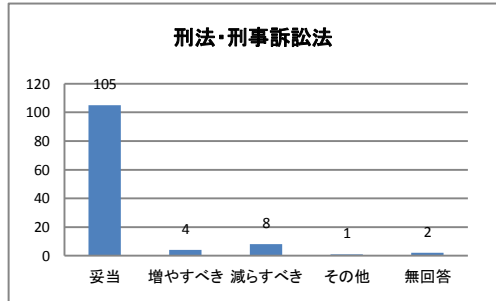


刑法・刑事訴訟法

妥当	105
増やすべき	4
減らすべき	8
その他	1
無回答	2

(その他)

減らすべき、短答であってもスピードでの勝負ではなく、中身の勝負にすべき。じっくり考える時間が必要。



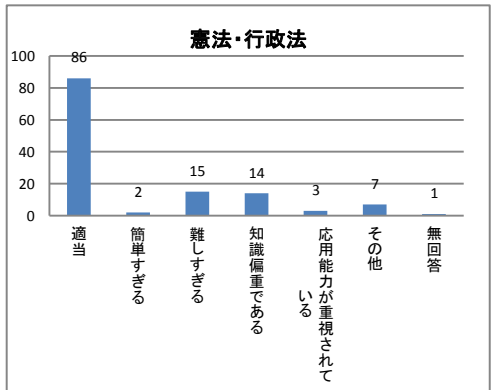
(12) 法律基本科目について今回問われた知識・能力は法科大学院課程修了者と同等の学識及びその应用能力を有することを判定するためのものとして、どのように感じましたか(複数回答可)

憲法・行政法について

妥当	86
簡単すぎる	2
難すぎる	15
知識偏重である	14
应用能力が重視されている	3
その他	7
無回答	1

(その他)

憲法は例年に比して知識偏重傾向が希薄化したように感じましたが、その分理論的問題が増えたように思います。行政法は適当であると思います。
 大学卒業程度、院入試とのレベル差がわからない。
 全範囲から基本的な問題を全て出題すべき。
 回答形式が嫌。民事系みたいにしてほしい。
 妥当：基本的に判例の理解を要求されている。実務家としての資格試験だから当然。
 憲法に関して、旧司法試験の択一と比較して易くなっている。

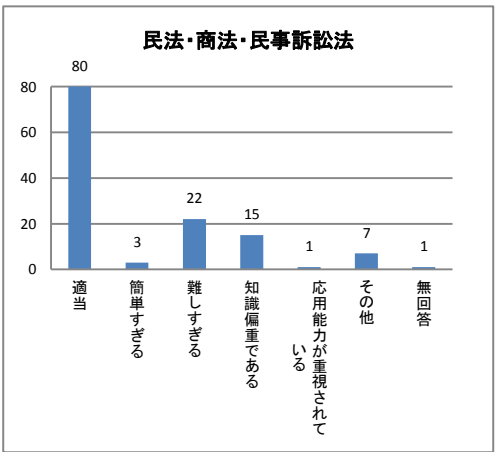


民法・商法・民事訴訟法について

妥当	80
簡単すぎる	3
難すぎる	22
知識偏重である	15
应用能力が重視されている	1
その他	7
無回答	1

(その他)

民法は過度に簡単であるように感じました。
 不明
 大学卒業程度、院入試とのレベル差がわからない。
 商法のみ難すぎる
 全範囲から基本的な問題を全て出題すべき。
 妥当：基本的に判例の理解を要求されている。実務家としての資格試験だから当然。
 民法に関して、旧司法試験の択一と比較してはるかに易くなっている。

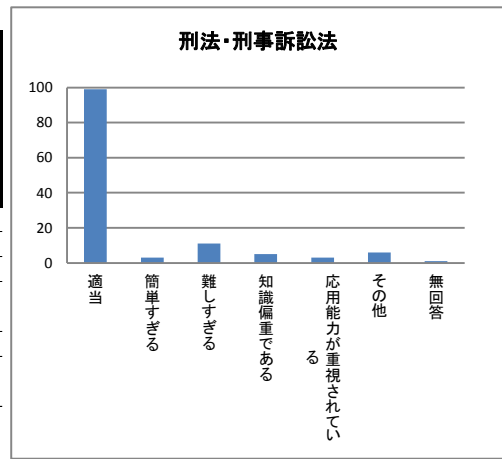


刑法・刑事訴訟法について

適当	99
簡単すぎる	3
難すぎる	11
知識偏重である	5
应用能力が重視されている	3
その他	6
無回答	1

(その他)

大学卒業程度、院入試とのレベル差がわからない。
 全範囲から基本的な問題を全て出題すべき。
 適当：基本的に判例の理解を要求されている。実務家としての資格試験だから当然。
 論理問題の出題意図が疑問
 刑法に関して、旧司法試験の択一と比較してはるかに易くなっている。



(13) 法律基礎科目の受験準備として何をしましたか

憲法・行政法

もっぱら独学	65
予備校を利用	50
その他	4
無回答	1

(予備校を利用)

講座も答練も(14)

講座のみ(20)

答練のみ(16)

(その他)

予備校で模試2回受けた

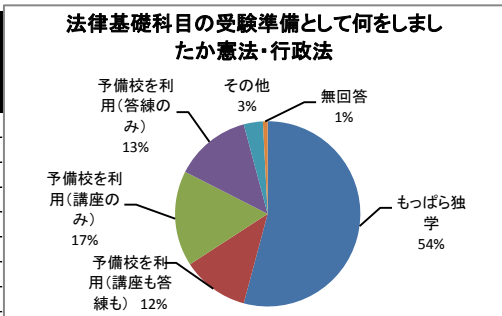
通信制大学で勉強

予備校利用は過去(講座・答練の両方、ここ一年は独学である。)

何もしていない。

予備校で短答式の模試のみを受けた

法科大学院の勉強



民法・商法・民事訴訟法

もっぱら独学	66
予備校を利用	49
その他	4
無回答	1

(予備校を利用)

講座も答練も(14)

講座のみ(19)

答練のみ(16)

(その他)

予備校で模試2回受けた

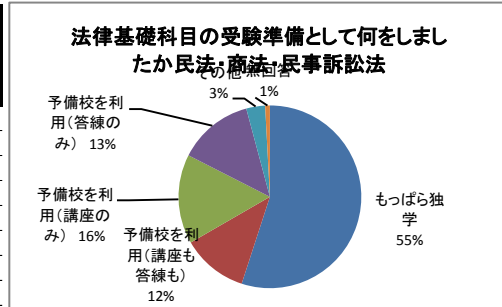
通信制大学で勉強

予備校利用は過去(講座・答練の両方、ここ一年は独学である。)

何もしていない。

予備校で短答式の模試のみを受けた

法科大学院の勉強



刑法・刑事訴訟法

もっぱら独学	66
予備校を利用	49
その他	4
無回答	1

(予備校を利用)

講座も答練も(14)

講座のみ(19)

答練のみ(16)

(その他)

予備校で模試2回受けた

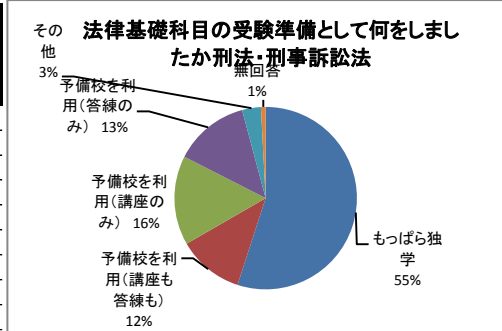
通信制大学で勉強

予備校利用は過去(講座・答練の両方、ここ一年は独学である。)

何もしていない。

予備校で短答式の模試のみを受けた

法科大学院の勉強



6 試験会場について

(14) あなたの試験地はどちらですか

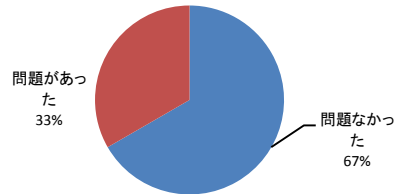
北海道	1
仙台市	0
東京都 早稲田(47) 神田(63)	110
名古屋市	1
兵庫県	1
広島市	0
福岡市	0
無回答	7

(15) あなたの試験会場は机・椅子・空調その他に問題はありませんでしたか

問題なかった	80
問題があった→その内容は()	40

(問題があった)	
最後列の机と椅子の高さのバランスが悪かった。	
椅子が堅い。	
暖房が暑かった	
椅子が固いのでクッションを持参した	
机に傾斜があり鉛筆が転がる	
やや狭く感じた	
開始時の室温が高く、頭がぼよんとした。	
トイレが混みすぎている。	
会場内の空調が効きすぎて寒かった。男性が多いからだろうか。	
椅子がかたい。試験時間が長いので、いたくなくなった。	
空調温度が低くて寒かった。最後列で直席していたところ、後から入室した受験生の持っていた傘が背中をかすっていった。	
机四足のバランスが悪く、ガタガタ、係員は対処できないみたいで・・・正直、ハンデを感じた。少し触れるだけで前後・左右にガタガタ、最悪だった。	
受験者数に対して、トイレの数が少なすぎるような気がいたします。	
端の席だった。そこだと、机の脚が邪魔だった。	
刑事系科目の試験中、中庭から声がかして騒がしかった。おそらく在学生かと思われます。	
換気が悪くて、酸欠になりそうだった。エアコンか、せめて窓を開けるべき。	
長机の真ん中の席の受験生が端席の人の差を訴えていた。	
机がべとべと汚れていた。空気が悪い(人が多いため)	
トイレ(男子の数が圧倒的に足りない。50人以上並ぶのはおかしい。	
前後の机の間が狭い	
男子トイレが少ない。長い列。昨年と同様で要改善。	
トイレが少なすぎた。	
寒かった	
狭くて、となりに人がいるため通路に出づらく、息苦しかった	
トイレが少ない。	
空調がやや寒かった。	
空調の風がずっと当たる位置だったので、体調を崩してしまった。	
後ろの人がうるさかった。寒かった。	
机と机の間隔が極めて狭く、きわめて窮屈で改善or会場変更して欲しかった。(W大202号室)	
前方だったため、監督者らの会話がうるさかった。	
トイレが遠い。臭い。	
椅子が固定式で座りにくかった。	
自分の椅子と後ろの人の机と一体型はやっぱり気が散って嫌です。	
エアコンが寒すぎた。机が狭い。イスが固定式はツライ。	
問題なかったとの回答だが、但、お手洗の混雑緩和のために何らかの対策が必要である。	
暑かった。他人と接近していて答案みえそうです。(たぶん、椅子のせいではなく模試以上に足がむくんだ。エコノミー症候群にならないように休み時間は立った方がよいと感じました。	
棟によって差がありすぎ。空調、椅子、机、トイレ	
窓や出入口の戸を閉め切っているの、非常に暑すぎる。なぜ窓も開けないのか疑問。	
空調が窓側の席のま上からふき出しており、真下の方は気の毒であった。後は、明大の和泉校舎は駅からのアクセスが主に高速を横切る陸橋ひとつしかなく(他もあるが・・・混雑が大変激しい！最悪。あの会場は、やめてもらいたいです。個人的には、	
人数が多く、むし暑い	

あなたの試験会場は机・椅子・空調その他に問題はありませんでしたか



(16) 試験監督などについてご意見がありましたらお書き下さい

特に問題なかった。
試験止めの合図後、マークシートの記入を続けている最後列の受験生がいたが、試験監督はマークシートを集めるため最前列に全員集まってしまい、気がつかないようだった。(階段教室)
全般的に監督が甘かったように思う。
最後の刑法・刑事訴訟法の解答用紙を提出後、その解答用紙のみバーコードを貼付し忘れて提出したことに気づき、試験監督員に「(最後の1枚だけのバーコード付け忘れは採点・可否にとって)致命的ではないですか?」と質問したところ、「それは答えられません。」と言われ、ずいぶんお役人＝官僚的な受け応えだと思いました。
試験時間中に私の斜め前の受験生の携帯電話の着信音が鳴りましたが、試験監督員はすぐに対応せず、しばらくしてからやって来て、一言注意していましたが、その受験生には何のペナルティもありませんでした。その受験生には、試験時間中に携帯電話の着信音を鳴らしたことにき明らかに過失があるので、何らかのペナルティが課されるべきです。
監督員が席の後で立止ることが多いようで、集中できない。
一般教養科目は廃止するか、大卒は免除にすべき。270点中60点も配点があるのは、どう考えても異常。民法0点でも、教養が良ければ合格(笑)。法科大学院卒業程度の教養って何? 法科大学院に入りましたが、こんな教養学んでいませんし、実際入ってから受けた教養の点数は下がりましたよ(笑)。いい加減、馬鹿馬鹿しい「参入障壁」はやめにしましょう。

まあまあです。
あまりにも何度も同じ注意事項をくどくどと繰り返し過ぎる。
おおむね良好。少々声が小さくて・・・。
親切でよい
説明が長いです。
丁寧で、しっかりした対応でした。
試験開始後のチェックの時、気が散りました。
うるさすぎる。財布までかばんにしまえとは何事だ。
試験会場(東京都)
やさしく親切だけれども、ひざかけ使用というと、現物をみせて、検査してOKもらう必要があったって人と、言葉でつたえただけでOKだった人がいて…。文房具も、ものさしOKなのかとか、メクリッコOKそれともダメ？判断がわからなかった。(前回民事系のときに一般教養でものさし使ったのに注意され片づけさせられたので出でなかつたら、周辺の人数が使用して注意されてなかつたら・・・)
問題ありません。
丁寧だった
特になし
・試験が始まって間もなく黒板近くの席だったため、係員どうしの打合せの音がうるさかった。
・女子トイレの数が少なく15分～20分くらい並ばざるをえなかった。
民、商、民訴の試験時間中に受験生の時計のアラームが「ピーピー」1分以上も鳴っていたことに対して試験監督が何人もワサワサ集まってきて、時計のアラームを止めようとワサワサして足音などが気になって仕方がなかった。受験生のアラームをなぜ止められなかったのか。止められないなら教室の外に持っていくなどの対応はできなかったのか。緊急時の対応をシミュレーションするなどして万全な状態で試験監督していただきたかった。
休み時間もトイレで何十分も待つことがあるのに、試験開始時間に一分でも遅れたら、たとえトイレに入っても以後の受験が出来なくなるというのはひどすぎる。
試験室内での法律書等の本は見てよいのに、電子ブック(ipad、キンドル等)の使用禁止はおかしい！不公平！時代錯誤であると思う。
暑かったのでクーラーを入れて欲しかった
昨年と比べて、今年はびりりと監督していた(改善した)と感じました。だから遅れて入室してくる人もすくなかった。
休み時間が長すぎる。全て30分でいい。配布時間除いて実質20分。
立ち仕事で大変だとは思いますが、すぐ後ろで屈伸運動等されると(私は一番後ろの席)、少し落ち着かなかった。
後ろの人の咳がうるさくて、監督官に「席を変えて欲しい」旨を告げたところ、変えてくれませんでした。仕方ないとは思のですが、何か対策を考えて欲しいとも思いました。
回答用紙の塗りつぶす部分は口ではなく、○にできないか？いそいで書き込むときについついはみ出てしまうことが多い。
昔の旧司に比べて対応が丁寧になったと感じます。
監督補助員ほぼ全員が教壇の付近にいた。座席が前方3列目だったので落ち着かなかった。
紳士的・合理的な対応だった。新司の神経質な監督と比べると・・・。
よくやっていた。
試験前に行われる説明で、「私の時計で〇時〇分までとなります。5分前になったらお知らせします。」とありましたが、「私の時計が現在何時何分であり、その時刻に合わせるように。」との指示が欲しかったです。(私の時計と言うけれども、あなたの時計は現在、何時になっているんだよ、と感じてしまいました。)
試験監督(補助)者がビニール袋に何かを入れているような音を(休憩中)立てていた点が気になった。
ポケットの中の物までカバンの中にしませるのはやめてほしい。
あと5分ですの音が大きすぎる(不快)
身だしなみが適切でない試験監督もいたが、試験運営そのものに問題はなかった。
女性の試験監督者がいなかったのが各教室に1人くらいは配置したほうが望ましいと思う。
あまり通路を歩かないでもらいたい。
司法試験などに比較して着席時間がルーズでその時間をすぎても(数人遅刻者あり)実務上受験ができてしまい驚いた(試験開始5分前位に入ってきた若い男がいた。一眼目受験できた)“予備”だから適当でよいのか？
携帯の電源を切っていない人がいた。同じ説明を何度もやりすぎ。今年から途中退室できなくなったが理由が不明。不必要なことが多すぎる。拘束時間が長すぎる(インターバルが長すぎ)。

(17) その他、予備試験についてご意見がありましたらお書き下さい

予備試験は、法科大学院生が就活をする際の道具になっていると感じる。
今年になって私の通う法科大学院の在學生で予備試験を受ける人が去年より大幅に増加した。多くは就活の手土産にすることが目的である。法科大学院性が卒業後に予備試験合格の肩書を持っていると就活で優遇されるという現状がある。
また、ご存知のことと思うが、受験者、合格者の中で学部生の割合が多いといわれるが、出願時は学部4年生で、受験時は法科大学院生であるという者が多いのではないかと。
結局、予備試験は経済的な問題から法科大学院に通えない者のためでなく、法科大学院生の就活の道具にされていると私は感じる。
早稲田大会場はトイレが混むので、もっとトイレの数が多いい会場でやって欲しい。
これからも受験資格制限なしで続けてほしい。口
空き時間が長すぎる。
仕事を持つ社会人にとって、法科大学院に行かないでも司法試験の受験資格が得られるので、制度に感謝しています。
思った以上に幅広い年齢層が受験しているようで、こうした門戸の広さは今後も維持していくべきであると思う。
法科大学院に対するバイパスになるのは良くないとして受験制限を検討する向きもあるようだが、とんでもない思い違い、見当はずれの見解と言わざるを得ない。
一般教養試験の意義がわかりません。配点を法律科目と同程度にして選択制ではなく全問解答制にしたり、一般教養科目・労働法・倒産法…というように、いくつかの科目群を設定し、そのなかから一科目を選択して解答する制度でもいいのではないかと思います。もっとも、試験運営上の問題点は出てくるとは思いますが、いずれにせよ、配点の大きさ・試験時間の不必要な長さ・選択制により解答分野に偏りが出してしまう点など、一般教養科目は見直すべきではないかと思えます。
北海道の試験会場が年々、札幌から離れていき、千歳には近づいており、疑問がある。札幌市外・道外受験者もいるかもしれないが、全体の需要的には、もう少し札幌近くでやるべきでは？
休み時間になるとトイレの前に長蛇の列ができ、容易に用が足せない状況でした。せめてトイレに関しては試験棟以外の施設を使えるようにしてほしい。

一般教養試験についての意見です。

実務を経験してきた社会人や経済的な事情を抱える人のために予備試験を設けた趣旨や、法律の勉強ばかりに偏らず幅広い人材を法曹に取り込んでいこうとする司法制度改革の趣旨から考えますと、大学受験を終えたばかりの大学生や法学部が属する文系知識に偏った人に有利になる試験問題はできる限り避けなければ、目的としていた人材を選別することはできないばかりか、社会人や経済的な事情を抱える受験者に過度な負担をかけるばかりで、一般教養試験の目的は果たせないと思います。

そのため、以下の3つを検討すべきだと考えます。

(1)人文科学・社会科学という知識より時事問題を増やす。
一日頃から時事問題に関心を持ち、社会の変化を常に追うことをしているかを確認することで、法曹界に入った後も継続的な活躍が期待できます。

(2)自然科学の問題を増やす。
←社会人の半分以上が理系分野で活躍している現状を鑑みれば、理系の論理的思考力や法学部出身者以外の人材が持つ強みを確認するためにも、自然科学分野で多くの背景知識を問うことが適切であると考えます。法曹界での幅広い活躍も期待できます。

(3)語学の問題は無くす。
←グローバル化が進む中で、英文が読めるかどうかという問題はもはや前提知識であり、教養として問うのは大学受験生向けの問題にしか思えずナンセンスだと考えます。英語に限定せず、中国語・スペイン語・フランス語等を併記して、外国語で人文科学・社会科学・自然科学等の素養を問う問題を出題すべきだと考えます。そうしてこそ、世界で活躍できる法曹人を育て、増やすことに繋がると考えます。

試験会場(東京都)

一般教養の配点が高すぎる。

予備試験合格の基準を法科大学院修了と同等という大義名分に根拠を置く以上、合格者の増加を図るべき。

そもそも法科大学院が必要なのか疑問。

かつての旧試の如く、誰でも受けられる試験に回帰すべきとすら思う。

現状では、予備試験経由での司法試験合格はほぼ確実視されている現状があるところ、予備試験合格が著しく難関になっているくらいがある。

予備試験についてもっと早く知り、早く準備できればよかったと考えています。(大学卒業後、公務員として勤務していて、定年少し前に法科大学院への入学を勧められました。その時には、簡単な準備で合格する大学院は、司法試験の合格率も低いかと考えました。今考えると、その頃から準ずれば良かったと思っています。)

試験会場は東京都

法曹資格への選択肢という点で法科大学院進学以外のルートが存在する意義があると感じている。特に、私のような社会受験生にとって、法科大学院進学は時間・金銭の両面において、現実的な選択肢になり得ず、今後も予備試験の存続を強く希望する。

難化されると困るが、これで法科大学院をスルー出来るとすると法科大学院の教育って何だ?と思う。法科大学院を崩壊させない為には在学生の受験を禁ずるべきだろう。

試験会場の合い間の休憩時間が長すぎる。間延びしていて時間の無駄。お蔭で朝早くから夕方遅くまで拘束時間が長すぎる。もう少し朝はゆっくり、夕方は早い時間帯に終わられるように工夫して欲しい。

・予備試験合格者の(新)司法試験合格者数を考えると、いかに、各人の諸事情でロー生より実力があるのにローに行けず、道をかなり閉ざされているかがわかる。よって、旧試に戻すべき(ローの理念は分かるが...)

・東京に限らず、受験会場が少ない(水道橋等にも増やすべき)。

・口述試験不要、または、旧試みたいに、不合格でも、次回の短答・論文は免除...

・ロースクールへの入学者数減少、旧試に比べ合格者多過ぎ等の現況を考慮すると、結局、旧試の形態で充分であり、予備試験自体、不要、ロー不要(現制度不要の意味)。旧試に戻るのが妥当。

予備試験がよりよい制度となって広く普及し、法科大学院制度にとって代わり、法科大学院が撤廃される方向に向かうとよいと思います。これ以上社会的犠牲者を増やしてはならないと思います。

お金がない人向けなのに、法院のバイパスとなっている。三十歳以上など受験者を絞り多様な人材が法曹になれるようにすべき。

ロースクール生が受けるのはおかしいと思う。競争試験となっている以上、社会人がはじかれてしまうので。

法科大学院に在籍中という方が見られたが、予備試験を受けるなら何の為の法科大学院なのかと疑問に感じた。

一年に1回でなく、6ヶ月に1回行って欲しい。

旧試が復活してみたい。

大卒者は一般教養免除でいいのでは?

教養とは言っても、その分野を知らなくても良く読めば明らかにおかしい肢ですぐにわかってしまう問題ばかりでした。

一般教養はもっと思考力を問う問題にすべき、法科大学院卒業生が平均7割とれるかギモンである。予備合格者の新司合格率が他のロースクールと並ぶまで準備を下げるべきだろう。

・単なる受験資格を得るためには、合格者が少なすぎる。

・法科大学院生の受験者がかなり存在し、しかも合格者の占める割合が大きい点に疑問を感じる。

一般教養科目の配点が多すぎると思います。

今回、ロースクール生がかなり受験されていると聞きました。予備試験ルートの間口が狭くなっていくことが心配です。ロースクール生の受験は禁じて良いのではないかと思います。

三次(口頭)試験まであるのはいくら何でも多すぎる。

合格者枠を拡げて頂きたいと思います。

一般教養は短答試験の科目とすれば十分であり、論文試験の科目から削除すべき。

法科大学院生が受けてもいいのかという疑問はある

司法試験の合格者も3,000人とならず2,000人前後であるならば、ロースクールも質量とも上がっていないので、旧司のように一本化して、1,200人前後の合格者に戻した方が、弁護士の就職先の問題等も解決すると思います。なぜなら予備試験第1回の合格者がロースクールの理想とした合格率であり、合格者も出願者も増え続けているからです。そして今の制度は真の意味の公平に反すると思います。なぜなら予備試験によってロースクールが失敗だった事が、はっきりしたと思うからです。従って、平成25年の予備、司法試験の結果によって、民法等の改正前に制度改革を強く望みます!

司法試験に予備試験合格者の多くが合格していることから、もっと多くの人を予備試験に合格させるべきと考える。

面接試験は一回失敗しても翌年は再度面接から受験できるようになるといい。(旧司試のように)

法律にのっとり、適正な合格者数にすべき

試験会場は東京都

中高年層は特に、金銭的、時間的制約から法科大学院で勉強するのが難しいケースも多いと思われるので、予備試験による司法試験受験資格獲得のルートは閉ざさないでほしい。

予備試験も法科大学院も必要なし。昔のように誰でも1回で最終合格できる試験に戻すべき。しかも年2~3回実施。

途中で退場する事も可能にしてみたい。

旧司法試験と同様に、司法試験自体を誰でも受験できるようにすべきである。すなわち、予備試験制度は必要ない。また、法科大学院卒業者のみに受験資格を与えるという制度も必要ないと思う。これらの現制度によって、お金のない受験生の多くは、お金がないという理由だけで受験を諦め、法科大学院進学すら諦めています。私も、大学卒業時で、1,000万円。法科大学院時卒業時には、1,500万円の借金を背負うことになります。国家試験の受験につき、実質的に経済力で差別するのはおかしいと思うので、前記のように述べました。

- ・法科大学院で一般教養を教えていないのだから、一般教養は必要ない。
- ・新司法試験の合格率に合わせて合格者を増やすべき。(予備試験は法科大学院卒業者と同等の学力をはかるものでは?)
- ・東大を中心とする受験エリートが受けやすいと思う。
- ・法科大学院修了と予備試験合格とで、必要な能力に関連はほとんどないと思う(特に教養)。
- ・ローが本筋なら、予備の受験資格を制限すべきではないか。(現役・ロー生は不可とか)

予備試験→司法試験のコースを拡大しましょう。

(A)「新司」と「予備」の2回受けるのだから、難易度・科目に差がついてもよいと思う。

(B)一般教養科目の趣旨は何か?

「法曹に必要な教養」をつきつめるべきと思う。

予備試験、ロースクールを共に廃止し、司法試験1本にすべきと思う。お金があるかないかで、受験が有利、不利になるのは憲法14条に反すると思います。

予備試験の合格者数をもっと増やせないか。少なくとも予備試験合格者の新司法試験合格者を、合格率トップ10のロースクールの平均合格率ぐらいまで下がってもよいので、予備試験の合格者数を増加させて欲しい。ロースクールの授業料は高すぎる。今は借金してのいでも後の負担が大きすぎる。

報道等でも言われていますが、ロースクールと対比され見直しがされそうですが、旧試験時から疑問だったのが、原則ロースクール修了者が受験するとされ、経済上他理由がある者の為に例外として予備試験が用意されたと言われているのに現役のロースクール生や修了生等新試験の機会がある者も受験できる事がなぜ認められるのか。時間、金、環境に格差を持っており、受験率や点数の激増に影響しており例外の意味がない。理由があってロースクール中退等事情がある者を除き、ロースクール生や模試代わりに受けるような者は制限すべきと考える。ロースクール制度を維持する為にも受験生のルートを明確とし、年齢制限より現実的にこの制度を望む人達の為の法曹へのチャンスとしての制度にしていきたい。よろしくお願い致します。

旧方式に比べ、年数がかかり、機会は形式的に与えるが、実質的には皆無に近い。多様な人材確保を名目にうたっただけで、社会人にとっては極めてハードルが高くなった。知人が法科大学院を終了後、不合格が続いたため、私大の医学部に入学し、今後は医師を目指し、親のあとを継ぐと言っていた。仕事も命も結局は金次第だという感じ。気力・体力・資力が続かなくなってきた。旧試験の方が機会平等で良かった。

予備の合格者をもっと増やして欲しい。予備試験合格者も司法試験の合格者数を1500人とすれば、最終合格と前期修習を復活させてほしい。

「法務博士は短答免除」とかあっても良いと思います。

試験日を7月の論文の日に、択一も実施して欲しい。3日連続で。

法科大学院卒業者と同じくらいの合格率になる程度の合格者増をすべきだと思います(法科大学院卒業程度の学力の者を選抜する試験なのですから)。

短答合格者及び論文合格者枠の倍増をお願いしたい。法科大学院教育が成功しているとは信じがたい現状において、予備試験に司法サービス拡大の光明が期待できるのであれば、倍増は論理必要かと思われるから。

予備試験は法科大学院課程修了者と同等なレベルであることを判定することが目的で、法科大学院へ行けない者、社会人にも広いチャンスを与えることが趣旨だと聞いております。しかし、法科大学院生の受験の割合が高く、上記趣旨は軽視されている気がします。高校卒業認定試験では、大学入試の受験資格を得る(予備試験という司法試験)ためのもので、誰も現役高校生は受験していません。私は、何故、法科大学院生も受験できるのか、理解できません。

試験地は、東京都です。

合格者数が少なすぎる。

基礎知識の重要性を痛感しました。今後の勉強に生かそうと思います。

試験会場は東京都

予備合格者の司法試験合格率がそのまま、合格者を増やしてもいいと思う。

1年に1回ではなく、数回行ってほしい。合格基準に達したら、次回の試験ではその科目は免除してほしい。

・法科大学院に在学中の人が、予備試験を模試代わりに使うのはやめてほしい。大学院に行けない人の合格枠が少なくなってしまう。受験資格の制限には反対なので、受験を遠慮してほしいと思う。

・合格者をもっと増やしてほしい。マスコミが「抜け道」と呼ぶのには違和感を感じる。

試験会場は東京都

新司法試験と同じ分量の問題数があっても良いと思います。問題数を少なくすることにより、1つの問題にかかる負担が大きく、1問の誤答でも不合格になりやすいのは問題だと思う。

法科大学院制度の維持のために合格者を制限するのは良くないと思う。誰でもが受けれる試験として重要なのでこのまま良い方向に維持して欲しい。この試験がなければ法科大学院に行けない私(仕事、家族、経済面)は司法試験が受けられなくなります。

文科省、法務省は、法科大学院の失敗を認め、予備試験ルートを中心に。さらに予備試験、司法試験が問われている資質、出題、傾向、内容が同じで、難易度もほぼ変わらずということであり、(旧司法試験のように)新司法試験の受験資格をなくし、一本化。(予備試験をなくす)

新聞(日本経済新聞5月18日土曜日 朝刊)の記事によると、自民党の谷垣法相が予備試験について「制度が始まったばかりなのでもう少し様子を見て(対応を)考えたい」と述べているが、予備試験は今後も存続させてもらいたい。私自身のように時間的に法科大学院へ行くことができない者にとって、予備試験の存在は大きい。

法科大学院の定員割れや衰退の一方、予備試験受験者は増加している現在、両制度を維持していくことにはどのような意味があるのか、文科省も弁護士も考えて欲しい。今年、初めて会場に行って改めて法科大学院進学をスキップして司法試験受験資格取得を狙う?若者であふれている(大学在学生も多数と思われる)のを実感した。高い授業料や2~3年という時間のロスを選ばないか。「多様な人材」の育成と云ったところで、結局は司法試験に受からなければタダの人。一期、二期生の中には多額の借金を背負い、失業した人も大勢います。何の役にも立たない「法務博士」の称号だけもらって…。「自己責任」のみで片付けられない問題もあると思います。ロースクールの危機…どうなるのか…。

※汚い字で読みにくすみません。まだ考えるところ色々ありますが、とりあえず、書かせてもらいました。

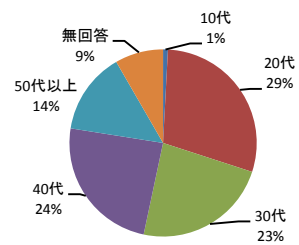
・拘束時間が長すぎる。□ってシンプルでよい(問題数、科目含めて)

7 経歴等について

① あなたの年齢はいくつですか

19歳	1
20歳	6
21歳	7
22歳	5
23歳	6
24歳	3
25歳	3
26歳	2
27歳	1
29歳	2
30歳	4
31歳	2
32歳	2
34歳	3
35歳	4
36歳	5
38歳	5
39歳	3
40歳	5
41歳	3
43歳	1
44歳	2
45歳	4
46歳	2
47歳	6
48歳	4
49歳	1
50歳	3
51歳	1
52歳	3
53歳	2
55歳	1
57歳	1
58歳	1
59歳	1
60歳	1
62歳	1
64歳	1
66歳	1
40代	1
無回答	10

あなたの年齢はいくつですか



② あなたの最終学歴を教えてください。

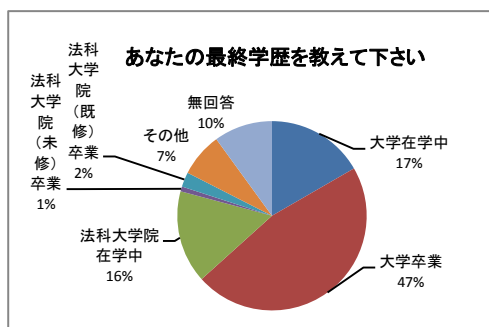
大学在学中	20
大学卒業	56
法科大学院在学中	19
法科大学院(未修)卒業	1
法科大学院(既修)卒業	3
その他	9
無回答	12

(大学在学中)

中央法3年(3)
中央法4年(3)
慶應法3年(2)
慶應法4年
明治法3年
明治法4年
明治法
一橋法3年
近畿法4年
広島医
専修法4年
創価法2年
早稲田法4年
北海道法3年
某大法3年

(大学卒業)

東京大学 教養学部 平成14年卒
東京大学 工学部 平成5年卒
東京大学 昭和57年卒
東京大学 平成13年卒
東京大学 平成2年卒
東京大学 法学部 平成5年卒
東京大学 法学部卒
東京大学 理学部 昭和57年卒
東京大学大学院 平成20年卒
中央大学 昭和61年卒
中央大学 法学部 昭和54年卒
中央大学 法学部 平成13年卒
中央大学 法学部 平成16年卒
中央大学 法学部 平成24年卒
中央大学 法学部 平成4年卒
中央大学 法学部 平成8年卒
中央大学 法学部 平成9年卒
早稲田大学 社会科学部 平成2年卒
早稲田大学 政経学部 昭和60年卒
早稲田大学 平成15年卒
早稲田大学 平成元年卒
青山学院大学 経済学部卒
青山学院大学 法学部卒
青山学院大学法学部平成8年卒
慶應大学 経済学部卒
慶應大学 通信教育部 法学部 平成24年卒
東洋大学 工学部 昭和63年卒
東洋大学 法学部 昭和60年卒
日本大学 法学部 平成19年卒
日本大学 法学部卒
明治学院大学 平成20年卒
明治学院大学 法学部 昭和46年卒
宇都宮大学大学院 昭和60年修了
横浜国立大学 教育学部 昭和50年卒
学習院大学 法学部 平成19年卒
京都大学 工学部 昭和54年卒
九州大学 法学部 昭和56年卒
国学院大学
札幌医科大学 医学部 平成4年卒
西南学院大学 法学部 平成12年卒
千葉大学 平成2年卒
専修大学 経営学部 平成12年卒
大妻女子大学 短期大学部 平成2年卒
大阪外国語大学 外国語学部 平成元年卒
拓殖大学 政経学部 平成元年卒
帝京大学 法学部 平成8年卒



都立大学 法学部 昭和59年卒
東北大学 理学部 平成14年卒
八幡大学 第二法経学部 昭和48年卒
法政大学 経済学部 平成7年卒
北海道大学 法学部 平成20年卒
名古屋大学 法学部 平成17年卒
流通経済大学 経済学部 昭和62年卒
私立大学 経済学部 平成1ケタ年卒
〇〇大学 工学部 平成13年卒
法学部

(法科大学院在学中)

慶應義塾大学 既修 2年目
慶應義塾大学法科大学院 未修 3年目
慶應法科大学院既習2年目
中央大学法科大学院 既修 1年目
中央大学法科大学院 既修 1年目
中央大学法科大学院 未修 2年目
早稲田大学 既修 2年目
早稲田大学 未修 2年目
東京大学法科大学院 既修 1年目
東京大学法科大学院 既修 1年目
明治大学 既修 2年目
明治大学法科大学院 既修 2年目
一橋大学法科大学院 既修 2年目
岡山大学法科大学院 未修 4年目
学習院大学法科大学院 既修 1年目
神奈川法科大学院 未修 3年目
成蹊法科大学院 未修 3年目
千葉大学 既修 1年目
國學院法科大学院 未修 4年目

(法科大学院(未修)卒業)

信州大学法科大学院 未修 平成20年卒

(法科大学院(既修)卒業)

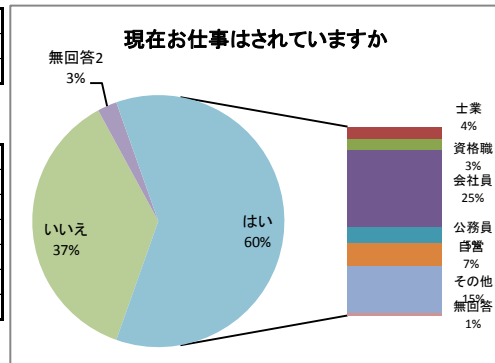
日本法科大学院 既修 平成21年卒
東京大学法科大学院 既修 平成22年卒
法科大学院 既修 平成18年卒

(その他)

宇都宮大学大学院 S60
東京大学院
東海大学法学研究科経営法専攻修了
ローではない。大学院修了
高卒
中央大学中退
放送大学中退
公立中学校卒業
専門学校卒

③ 現在お仕事はされていますか。

はい	73
いいえ	44
無回答	3



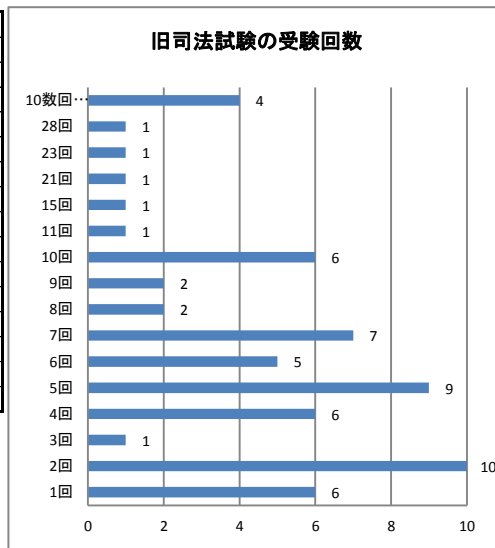
④ 職業について

士業	5
資格職	4
会社員	30
公務員	6
自営	9
その他	18
無回答	1

⑤

旧司法試験の受験回数

1回	6
2回	10
3回	1
4回	6
5回	9
6回	5
7回	7
8回	2
9回	2
10回	6
11回	1
15回	1
21回	1
23回	1
28回	1
10数回・複数回・多数・数回・たくさん	4

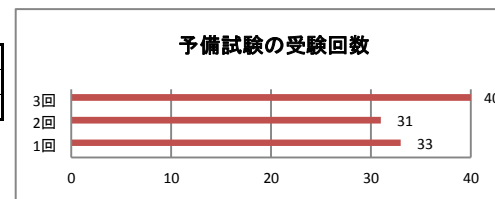


新司法試験の受験回数

3回	5
----	---

予備試験の受験回数

1回	33
2回	31
3回	40



- ⑥ ⑤で予備試験の受験回数を「1回」とお答えにならなかった方に伺います。今回の試験と以前の試験を比べて、なにか差異がありましたか。前回予備試験を受けたのは2年前、旧司法試験を受けたのは3年前だが、受験者を見たところ、年齢層が上昇していると感じた。全体的に問題の難易度が下がったような気がした。
- 特段、差異は感じられません。こうした試験があること自体、感謝しています。
- 受験会場が遠くなった。
- 特になし
- 試験前の持ち物検査が厳しくなった。衣服のポケット内の物を全て机上に置かせ、座布団や膝掛けなども入念に調べられた。私は各科目の試験時間ごとに座布団を入念に調べられたが、果たしてあそこまでやる必要があるのかと思った。
- 平成25年から、司法試験予備試験において、受験者が試験時間中に答案用紙を提出し、当該時間の受験を終了して試験室から退出する途中退出は原則として認められないこととされたこと、受験願書の添付書類として住民票の提出が必要となったことなどに、差異がありました。
- 特段、差異はなかった。
- 旧試験よりは勉強すれば得点できるようになっている。
- 予備試験は第2回より、刑事事では過去問とは違う細かい知識が聞かれているような気がした。
- 自分の受けた試験地では昨年にもみられたような若年受験者が多いという事は感じられなかったが、相変わらず学生若しくはロー生と思われる受験者が相当数存在した。
- 予備試験が法科大学院に通えない者への救済ルートである事を鑑みるに、上記学生等が予備試験を受験可能とするのは如何なものか。
- 結局、学生等にとっては予備試験など、保険の一つでしかなく、現況のような合格者数の少ない現状では少ないパイの取り合いという弊害が生じている。
- 自分は法科大学院廃止論者だが、仮に存続させるにしても、予備試験受験資格の制限等を考慮すべき(法科大学院に行ける状況の者は予備試験受験を不可とすべき)と考える。
- やさしくなった
- 特になし。
- 以前の試験と比べて特段の差異は感じなかった。
- それ程感じていない。
- 少し、一般教養科目が難しくなった気がします。
- ・民事系、時間が足りない・・・問題の難易度のせい?! あと15分は増やして欲しい内容だった。
 - ・一般教養の「英語」以外は難しくすぎ(一般教養自体いらない)。「人・社」は行政書士試験位の難易度にしてはどうか。
- 若い人特に学生さんが多くなったと感じた
- 教養試験が難しく感じた
- 就活で予備試験組が優遇されていることを受けて、ロースクール最終学年であるにもかかわらず、ほとんどの在学生在が予備試験を受けるようになったと思います。
- 難化した
- 教養がかなり難しくなった。
- 基礎・基本が中心の問題が増えたように思います。
- 教養科目が難化した。
- 傾向は大きくは変わらないのではと感じました。
- 試験中にトイレにいく人が手をあげたら、注意事項を紙に書いた物を見せられていた。やり取りが声を出さなかったもので、あまり気にならなくてよいと思った。
- 今のところ大きな変化は感じない。
- 判例重視がより明確になった気がする。刑法などは、ほとんど各論の判例問題ばかりで解説問われなくなった。いいことだとは思いますが、「一般教養」について、初回は「一般教養」らしい問題だったが、2回目以降は、大学等での専門的、学問的内容で「一般教養」的とは言えないダメ問題だと考える。「●井の塔」の学者にではなく、実務家、企業戦士等に問題を作成させるべき! 世間知らずの学者では到って「一般教養」不足!
- 英語が難しくなった。
- 一般教養科目について、出題内容の変化があった。
- ・試験監督の運営がより適切になされていた。
 - ・あまり熱心に勉強したふうでもない(ダメもとの)若い受験生が多いように感じました(休憩時間の会話等を聞いていると…)
- 一般教養が難しく感じた。
- 教養が難しくなった一方、法律が簡単に感じた。
- やや問題が難化
- 法律基本問題がやや易化? 罅れでも難しかったですが。
- 判例・実務についての理解を問う問題が増えたような気がします。
- 難しくなった。
- 差異なし
- 昨年度に比べて、会社法の問題に難しさを感じた。
- 妥当な問題となりつつある。教養は毎回難しい。
- 特に差異を感じませんでした。
- 特に差異はなかった。
- 初年度と比べて欠席が少なかった、問題の内容については大きな変化はない。
- 受験者数が増えたためか会場が窮屈に感じた。
- 受験者が増えている。なんとなくこの試験を重要視している人が増えた気がする。
- 難易度のバラツキはあるが、ほぼ安定した出題。上位クラスには関係ないが、憲法、行政法の出題(解答法)で「3問まとめて正答しないと点はない」という出題が多少減って。点がつき易くなったようだ。(まあ、受かるレベルの人には関係ない話したが…)
- 要件事実に関する問題が今回民法で問われるようになった。